

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、団子出地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）団子出地区）を行うことについて平成29年2月8日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成29年2月20日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成29年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造